

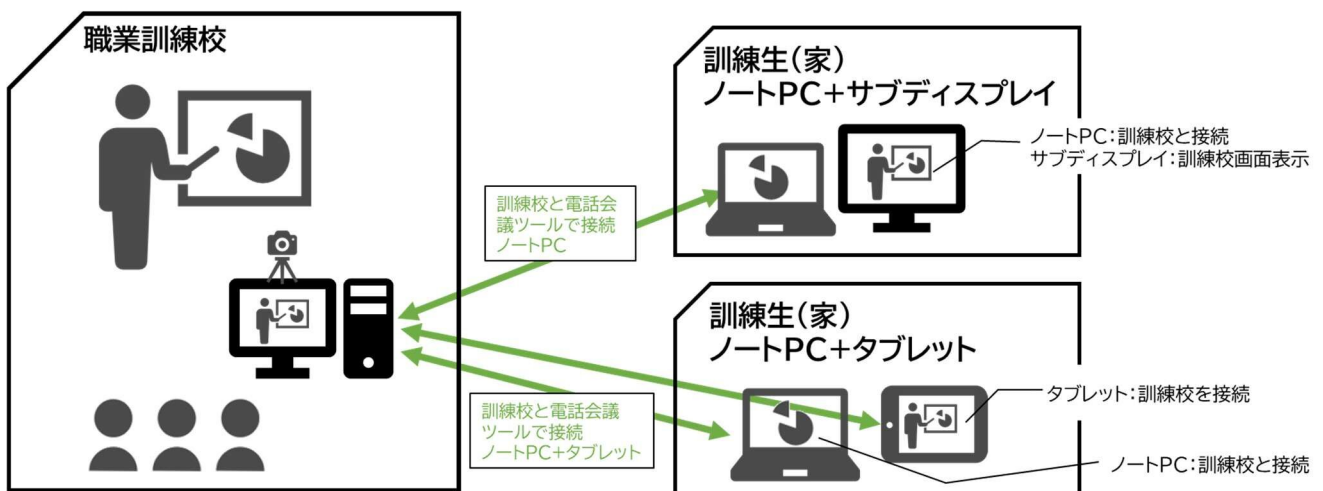
オンライン訓練実施環境説明

以下に、ICT 機器を活用したオンライン訓練の実施環境について説明します。

■オンライン訓練(授業)の種類

同時双方向で行う。リアルタイムで講師と訓練生が映像・音声により、双方向によるコミュニケーションが可能。

■オンライン訓練の接続イメージ



➤ 訓練生パソコンからテレビ電話会議ツール(Zoom 等)で接続

- サブディスプレイ画面には訓練校講師映像が表示される。
- サブディスプレイはモニター以外(テレビ、タブレット)でも代用可能。※タブレットの場合、ノートPCとは別に訓練校に接続する必要があります。
- インターネット接続は有線もしくは無線接続
- 質問および不具合サポート対応として、訓練校パソコンからインターネットを介し、訓練生パソコンへリモート接続



※訓練校のパソコン画面に訓練生パソコンの画面が表示されることで目視でのサポート

■訓練形式

①集合形式

総訓練時間の20%以上を通所とし、集合訓練、個別訓練、面接指導等を実施する(オンライントレーニング含む)。

②オンライン形式

総訓練時間の80%以下をオンラインでの出席可能とする。双方向型であり、リアルタイムの質問等の対応が可能。訓練中の通信障害および接続が途切れた場合に備えて、サポート窓口を用意する。

オンラインでの対応が困難な場合は、通所により受講することもできる。

■訓練生パソコンおよびインターネット環境

◆訓練生用パソコンは無償貸与する。

OS: Windows10 Pro or Windows11

アプリ: Office2019、リモート接続ツール(Zoom)

◆インターネット環境

インターネット接続環境(固定回線、ホームルータ等)は訓練生にて用意する。

参考データ: Zoom 利用時間 7時間 PC 通信量 約2GB

1か月の通信量が40GB 相当となるため、固定回線が望ましい。

※計測する時間帯・エリアによって通信量が異なる場合があるためあくまでも目安としてご参考ください。

■訓練生使用サブディスプレイ(推奨環境)

オンライン訓練では2画面環境で行うことを推奨。

メイン画面(訓練生操作の画面)、サブ画面(講師説明映像)

◇サブディスプレイ: 10インチ以上(推奨)、訓練生用パソコンと HDMI または

D-Sub 接続。液晶テレビを利用しても可。

◇機器レンタルする場合

オンライン訓練専用サブディスプレイの無償貸し出し可能(台数制限あり)

オンライン訓練専用タブレットの無償貸し出し可能(台数制限あり)

■オンライン訓練を受講するにあたっての注意事項(事前周知)

- ① オンライン訓練にて使用するパソコンは無償貸与です。
- ② 訓練生のインターネット接続環境等が整備されている必要があります。また、インターネット接続に係わる通信費は各自でご負担していただく必要があります。
- ③ 通信障害が多く発生する場合は、通所受講へ切り替えてもらう可能性があります。
- ④ パソコン+サブディスプレイ(推奨環境)ではなく、パソコン+インターネット接続が可能なパソコンまたはタブレット(10インチ以上推奨)でも受講可能です。
- ⑤ サブディスプレイまたはタブレットの無償貸与が可能です(台数制限あり)。
- ⑥ オンライン訓練受講にあたり、サブディスプレイの代用として各自のパソコンを使用する場合は、テレビ電話会議ツールをインストールすることがあります。

■オンライン訓練受講にあたっての訓練生の制約

- ①オンライン訓練受講に係わる ID、パスワード及び URL を他人に教えたり、紛失したりすることがないように、適切に管理すること。
- ②不特定多数が利用する公衆無線 LAN(Free WiFi 等)を利用して訓練を受講しないこと。
- ③カメラは原則、常にオンにして訓練を受講(通信回線の負荷を軽減する場合等、担当講師が別途指示した場合を除く)すること。
- ④訓練中の画面を録画、録音しないこと。また、SNS 等へ投稿を行わないこと。
- ⑤他人の著作物をアップロードする等、著作権や商標権の知的財産権を侵害しないこと。
- ⑥訓練実施施設は訓練を受講できなかった者への補講として活用する等の理由で、訓練を録画、録音する可能性があること。
- ⑦受講者の顔が映写される可能性があること。
- ⑧受講者の名前を口頭で呼ぶこと。
- ⑨本人になりすまして受講する不正受講を防止するため、訓練の各時限(コマ)の開始時および終了時に受講者本人であることを WEB カメラ、個人認証 ID およびパスワードの入力、メール、電話等により確認すること。
- ⑩(有償無償を問わず、機器等と貸与する場合)機器等の紛失時、過失による破壊時等の取扱いを理解し、機器等の取扱いに留意すること(受講者に修理費用等を請求できるのは、受講者に明らかな瑕疵があって、必要最小限の費用負担を求める場合にかぎります)。

- ⑪訓練日誌を各受講者が自宅に持ち帰って作成する場合は、紛失しないように注意すること
- ⑫訓練実施施設起因の機器不調や、インターネット接続環境等に障害が生じて受講者全員が訓練を受講できなかった場合は、訓練の振替を実施すること。
- ⑬受講者起因の機器不調や、インターネット接続環境等に障害が生じて訓練を受講できなかった場合は、訓練の振替が実施されないことがあること。
- ⑭受講者におけるインターネット接続環境等に障害が生じた場合は、訓練実施施設の指示に従い、復旧に向けた協力を行うこと。